

2023年度事業報告

(2023年4月1日～2024年3月31日)

1.環境

国際連合が2006年に障害者権利条約を採択してから、世界各国で社会モデルの定着に向けた動きが進められてきました。いわゆる、「障害の医学モデルから社会モデルへの転換」です。しかし、国連は2014年には既に、「人権モデル」を提唱しており、現在の国連は「人権モデル」を基本に、各国にメッセージを発信しています。実際、2022年10月の国連障害者権利委員会による総括所見は、日本社会に対して人権モデルへの転換を強く求める内容でした。

教育についての総括所見でも、「分離教育を終わらせるために」「インクルーシブ教育を受ける権利があることを認識し」「予算を伴った行動計画を採択すること」等の要請がなされています。2022年(令和4)年4月27日、文部科学省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」において、「特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断」や「特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について」の通知を出しました。本通知には、「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」と記されており、総括所見はこの通知に「懸念」を示し、「特別支援学級籍の、隔離時間数についての撤回」を勧告しています。

このような総括所見に対し、日本政府は「総括所見で取り組めるところは従来通り取り組んでいく」という現状維持に近い反応で、文部科学大臣は「現在は多様な学びの場において行われております特別支援教育を中止することは考えていない」、厚生労働大臣は「総括所見は法的拘束力を有するものではない。障害者の希望に応じた地域生活の実現、また一層の権利擁護の確保に向けて、今回の総括所見の趣旨も踏まえながら、引き続き取り組んでいきたい」という声明を出しています。

障害者権利委員会委員長を務められたテレジア・デグナー氏は「人権モデルは障害の社会モデルが進歩したものであり、CRPD（障害者権利条約）を実行するツールだということである。しかし、CRPD 加盟国のほとんどの締約国は、この新しい障害モデルを理解するには程遠い状態であり、依然として障害の医学モデルにとどまっている。」「多くの場合締約国は、CRPD に組み込まれている障害者政策および法律の重大な変化を理解していない(と私には感じられる)。よく引用される障害のモデルに関するパラダイム転換を理解するのは簡単ではない。」と述べています。総括所見で問われているのは、障害の人権モデルを真に理解し、人権モデルへの転換に向けた制度のパラダイムシフトが可能かということです。

特別支援教育に関して、文部科学省は特別支援教育を担う教師の専門性向上のため、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率を上げることを目指してきました。しかし、2023(令和5)年度調査では特別支援学校教員71,931人(前年度71,293人)のうち、当該障害種の免許状を保有している教員62,734人(前年度62,150人)の割合は87.2%で、前年度の87.2%から割合の増加は見られませんでした。更に、特別支援学級の学級担任について臨時的任用教員の比率が通常学級より高いこと、小中学校において採用後10年までに特別支援教育に関する経験を2年以上有する教員は34.4%(2022(令和4)年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査)に過ぎないことなどが課題となっています。文部科学省の調査では2022(令和4)年4月1日現在、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の割合は79.1%にのぼり、その中で今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は11%に過ぎません。各地域での教育行政への働きかけが必要な状況です。

中央教育審議会が2021(令和3)年に公表した答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の中でも、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「指導の個別化」と「学習の個性化」が挙げられています。従来の画一的な指導による教育のひずみは、不登校の児童生徒の増加にもあらわれており、10年連続で過去最多を更新しています。2016(平成28)年の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)で、「学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性」と「学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動」を認めて、個々の状況に応じた必要な支援を行うとともに、「全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保」が定められました。教育機会確保法制定に向けた衆議院文部科学委員会附帯決議でも、「多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること」「その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること」が示されています。しかし、学校に行けない児童生徒や保護者の学校登校に対する精神的ハードルが低くなり、休養を得やすくなった一方で、不登校児童生徒が学校の枠組みから外され、学校との連携がなくなってしまうという現実も多く報告されています。このような状況を受けて、2023(令和5)年3月31日、文部科学省は不登校の総合対策として「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)(Comfortable, Customized and Optimized Location of learning)を取りまとめました。本プランでは、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する」「学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする」ことで、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとしています。具体的には、不登校の児童生徒が自宅や校内の別の教室などでオンライン授業やテストを受けた場合、教室以外の学習等の成果を適切に評価して成績に反映させることや、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、教育支援センターや相談機関・保護者の会・フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供することなどが盛り込まれました。

不登校に関しては、総務省からも2023(令和5)年7月21日に、「不登校・ひきこもりのこどもの支援に関する政策評価の結果(意見の通知)」が示されました。小・中学校28校における支援の実施状況について児童生徒・保護者にアンケートした結果で、学校は相談体制の整備や公的支援情報の提供などを行っていましたが、一方で児童生徒やその保護者からは「相談しづらい、民間施設の支援情報も欲しい」といった意見があり、学校による支援とその受け止めにギャップがあることが明らかになりました。これを受けて、文部科学省児童生徒課では、不登校児童生徒の保護者への支援に活用可能な教育・相談機関等の情報を提示するための様式例を作成するとともに、学校の風土等を把握するためのツールの整理がなされました。2023(令和5)年7月10日「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」も出されて、一人一台端末を用いたアプリ等の健康観察や相談窓口システム一覧の更新がなされています。このような取り組みが各教育現場で機能して、不登校の子どもや保護者の孤立を防ぐことにつながるためにも、学校だけでなく福祉や医療、法律の専門家の協力・連携が大きな課題といえます。

2019年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、GIGAスクール構想における1人1台端末環境の整備は急速に進みましたが、児童生徒の学びの充実に資した効果的な運用が大きな課題になっています。文部科学省は2023(令和5)年～2024(令和6)年を集中推進期間と位置づけ、「端末の活用状況を把握・分析するとともに、日常授業の改善を中心とする実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開し全国展開することで、端末更新時期を迎える前に、全国すべての学校でICTの(普段使い)による教育活動の高度化を実現する」としています。

2023(令和5)年4月1日、こども家庭庁が発足し、同時にこども基本法が施行されました。こども基本法は、こども施策の基本的方針や重要事項を定める「こども大綱」の策定を政府に義務付けています。そ

の「こども大綱」の策定に向けて、大臣などが直接子どもや若者などから意見を聴くため、2022年9月から2023年1月までの間に公開討論の場「こどもまんなかフォーラム」を6回開催し、2023(令和5)年12月22日、「こども大綱」が閣議決定されました。そこには全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが謳われています。

しかし、子育てをめぐる課題は多く、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきています。児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、2022(令和4)年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、2024(令和6)年4月1日に施行されました。改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確になり、障害種別に関わらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型の一元化を行うことになっています。市町村による包括的な支援のため地域子育て相談機関を整備してこども家庭センターと連絡調整を行い、多様な障害のある子どもたちを適切な発達支援につなげ、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るとされています。しかし、児童発達支援センターが「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」を持つことは容易ではなく、まずは「地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能」の円滑な運用を目指して、地域での連携構築が課題になります。

放課後等デイサービスについては、義務教育終了後の年齢層(15~17歳)で、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用対象になっていませんでしたが、令和6年4月より市町村長が認める場合については放課後等デイサービスによる発達支援給付が認められるようになりました。要支援児童の保護者等に対して、子育てに関する情報の提供や家事・養育の援助といった支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」も新設されています。単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標とされており、発達障害者本人が保護者のケースなどでの利用も考えられます。

発達障害者支援施策については、障害者総合支援法が3年ごとに見直し改正することが定められていて、2022(令和4)年にも改正・公布され、2024年4月1日(一部の改正法は2023年4月ないしは10月)施行になっています。支給決定プロセスの見直しにより、「計画相談支援」の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大され、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化が図られています。また、地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われています。「自立支援協議会」については形骸化しているという課題も挙げられていましたが、本来の機能を発揮できるよう障害者総合支援法によって法律上の位置づけも明確化されたことから、関係機関に情報共有や意見の表明を求めることができるようになり、地域支援体制づくりに重要な役割を果たしていくことが期待されています。

発達障害者支援体制整備事業では、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化のために、「発達障害者地域支援マネージャー」が配置され、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応強化が図られています。「強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化」や「発達障害の初診待機解消に関する取組の推進」「ピアサポートやペアレントトレーニング、居場所作りといった発達障害児者とその家族に対する支援」など、地域の実情に合わせた体制構築が求められています。

障害福祉サービスについては、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームが検討を積み重ね、2023(令和5)年11月には障害福祉サービス等経営実態調査結果を公表し、12月6日「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」をとりまとめました。これに対し、2023(令和5)年12月14日、障害福祉サービスに強い危機感をいだく団体が共同で記者会見を行ない、緊急共同声明を発表しました。障害者の生活を支え

るグループホーム・ホームヘルパーですが、職員を何度募集しても集まらず、グループホームなどでは管理職が日夜勤に入る網渡り状態で障害のある人の生活を支えている現状などを訴えました。しかし、令和6年度からの障害福祉サービス等報酬改定には緊急共同声明であがった内容は反映されておらず、依然として課題が残った状態になっています。

2021(令和3)年に改正された障害者差別解消法が2024(令和6)年4月1日から施行され、今まで努力義務にとどまっていた民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。ここでいう「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではなく、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象であり、「事業者」とは、企業や団体、店舗のことで、目的の営利・非営利、個人・法人を問わず、同じサービスなどを反復継続する意思をもって行う者です。個人事業主やボランティア活動をするグループも「事業者」に含まれます。

障害者雇用に関しては、2023(令和5)年1月、厚生労働省が「障害者雇用率」の引き上げをおこなう方針を発表しました。雇用率が2024(令和6)年4月1日から2.3%から2.5%に、さらに2026(令和8)年7月1日からは2.7%に引き上げられます。2.5%への引上げにより、障害者雇用促進法の法定雇用率を遵守しなければならない企業は、常用雇用している労働者数が40人以上の事業者、2.7%の引き上げで雇用義務が発生するのは37.5人以上の事業者となります。雇用義務対象となる企業が増加するため、実際に求人が増えている現状が報告されています。2023(令和5)年12月22日に公表された令和5年障害者雇用状況の集計結果でも、民間企業での雇用障害者数、実雇用率はともに過去最高を更新しています。しかし、法定雇用率の達成割合は未だ50.1%という状況です。法定雇用率の達成については、中小企業での取り組みが課題になっていましたが、「500~1,000人未満(4,825社)」規模の企業では全体の50.1%を上回って52.4%(令和5年度)となりました。国は、法定雇用率の引き上げと合わせ、「障害者を雇用するための助成金の設立」「中小企業などには助成金上乘せ」といった、障害者を積極的に雇用する中小企業に対する新たな支援施策も打ち出しています。短い労働時間(週10~20時間)で働く障害者も、法定雇用率の計算に含められるようになっています。加齢により職場への適応が困難となった障害者の雇用継続が図られるよう、「中高年齢等障害者職場適応助成金」制度も新設されました。

障害者を一人も雇っていない「雇用ゼロ企業」に対して、ハローワークや自治体などの専門機関で構成する特別支援チームを結成し、個別にサポートする取り組みも2018(平成30)年度から開始しており、障害者の雇用状況に改善が見られない企業名を公表しています。令和5年3月29日の公表は3社でした。

2025(令和7)年4月1日から、障害者雇用の除外率が10%引き下げられます。障害者雇用の除外率制度は障害者雇用を進めることが難しいと認められる業種について、障害者雇用率に対して一定の除外率に相当する割合を免除される制度で、2004(平成16)年と2010(平成22)年にそれぞれ10%ずつの引き下げ実施があったのみでした。撤廃となる時期は未定ですが、少しずつ障害者の働く場が開かれつつあります。

障害者就業・生活支援センターは、就業面・生活面の一体的な支援を行っていますが、十分なアセスメントと繰り返し実施されるトレーニングのあとにさらに実習などを経て就労するという知的障害者に対して行ってきた支援方法「Train-Placeモデル(訓練のあとに実際の就労現場に入る)」を精神障害者の支援にも援用することが多いという報告が挙げられています。精神障害の特性を踏まえた支援方法の確立・運用が課題になっています。

2024(令和6)年4月1日から施行される改正障害者総合支援法には、「就労選択支援」という制度が新たに盛り込まれています。就職先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望・能力・適性などに合った「仕事の選択」を支援する新たな制度です。就労アセスメントは、今まで就労系障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援B型)の利用を始める際におこなわれていましたが、就労系障害福祉サービスを利用しない場合、アセスメントを受ける機会がないまま就職・

転職活動をして、ミスマッチを招いてしまうという課題がありました。制度ができたことで、「就労系障害福祉サービスの利用」や「ハローワークでの就職・転職活動」をする前に、就労選択支援サービスを利用できるようになります。また、今までは就労系障害福祉サービスを利用できるのは「現在働いていない人」だけでしたが、現在働いている人も就労系障害福祉サービスを利用できるようになり、特性に合った仕事を選びやすくなります。

一方で、いわゆる「障害者雇用代行ビジネス」「雇用率ビジネス」が登場し、A型利用者を法定雇用率に加えて、雇用率をあげるといった「企業によるA型事業」も急増しています。「障害者が最低賃金以上を受け取れる」「障害者の雇用の場が確保される」などの点がビジネス上の利点として挙げられる一方、「労働の成果物が賃金の財源ではない」「障害特性に応じた労働環境が確保されておらず、生産性も著しく低い」「仕事にやりがいを持ってない」「利用企業によっては障害者雇用を自社の取り組みと捉えていない」等、「障害者の就労・雇用に悪影響を与える」といった指摘もなされています（一般社団法人「日本農福連携協会」有識者研究会2024年2月29日付報告書）。

また、ハローワークに相談すると雇用が紹介され、市町村の障害福祉課に相談すると福祉的就労を勧められるというような障害者の就労先が相談した窓口によって対応が異なるといった案件も出てきていて、障害者に対する就労支援の推進については注視して対応していく必要があります。

2023年度も世界のいたるところで自然災害が発生しました。2024年元日には能登半島地震もあり、災害時の避難では、地域での助け合いといった身近な関係性・事前の準備や訓練の重要性が指摘されています。福祉避難所についても、指定されている建物が損壊して17%しか開設できなかったという報告や、特別支援学校に多くの方が避難したため、特別支援学校の生徒たちにとって落ち着かない環境となり、精神的に不安定になってしまったという報告がありました。指定福祉避難所は「受入対象者を特定し、特定された要配慮者や家族のみが避難する施設」であることを指定の際に公示することで、事前に受入対象者の調整ができ、災害時に要配慮者の支援を適切に図ることができると期待されます。一方で、福祉避難所として指定された特別支援学校や障害者施設にはそこに通う要配慮者とその家族しか避難できず、事前に受入対象者として特定されていなければ、障害者であっても避難できません。地域における避難計画の中で、十分な調整が必要になってきます。災害から得られた経験を教訓として、急な環境変化が苦手な場合は特に、非常食を使った食事をする機会をつくるなど、普段から非常時を経験しておくことも必要といえるでしょう。

2.組織

2024年3月31日に大分県発達支援親の会「じゃんぷ」が退会し、加盟団体は29都道府県に正会員が35団体になりました。事務所は、東京都渋谷区代々木2丁目におき、パートの職員を雇用し、週に1~2日事務局員を配置する体制を取っています。

3.会務

(1) 第16回通常総会の開催

日時：2023年6月17日（土）12:40~14:30 正会員総数 36 団体

場所：富山県総合福祉会館 サンシップとやま 研修室701

出席 35 団体（出席 28 名、議決権行使書提出 5 名、委任状 2 名） 欠席 1 名

<審議事項>

第1号議案 2022年度事業報告

第2号議案 2022年度決算報告および監査報告

第3号議案 2023年度役員選任

(2) 理事会の開催

	開催年月日	主な付議事項	出席理事
第53回	2023年5月6日	第16回総会議案 2023年度活動方針案及び予算案の承認	6名
第54回	2023年6月17日	第36回評議員会における審議結果の承認 理事長及び副理事長の選定	6名
第55回	2024年2月12日	第37回評議員会における審議結果の承認	6名

4. 特定非営利活動に係る事業

① 事業の成果

研究活動としては、2023年10月8日(日)～9日(月・祝)の日本LD学会第32回大会に参加し、10月8日(日) 広島国際会議場 第2会場 ヒマワリにて、親の会企画シンポジウム「GIGAスクール構想における個別最適な学びについて」を行いました。配布されたGIGA端末を一人一人に合った学びの方法で活用していくことについて話し合うことができました。日本LD学会大会会場の地下2階展示室サクラでは、各地域の親の会のポスター展示をおこない、13会が参加しました。ポスター展示会場のブースでは、初めて各会が作成した活動映像をPV放映して、多くの来場者に見ていただきました。

理解啓発事業では、富山県総合福祉会館サンシップとやまにて、第22回公開フォーラム「発達障害のある人の自立と社会参加のために今できること ～親なき後を見据えて～」を、会場開催・リアル配信・オンデマンド配信で開催しました。2023年6月18日当日は、会場68名・オンライン80名程度の方の参加がありました。特別支援教育支援員養成ビデオ配信講座も8月から11月にかけて開催し、会員53名・会員外61名(うち補講1名)の合計114名が受講しました。2023年度は、初めて10月のディスレクシア月間企画「ディスレクシアだから大丈夫! GO RED FOR DYSLEXIA」に参加し、全国LD親の会の活動として、各地域の図書館・学校図書館での読書バリアフリー法による書籍充実を目指して、地域各会から各教育委員会等への要望書提出を依頼しました。HPやブログにより活動周知に取り組み、会報かけはし96号・97号の発行をおこないました。また、他団体からの講演依頼、原稿依頼などにも積極的に応じ、LD等の発達障害についての理解・啓発の進展に努めました。

家族等の支援事業では、オンラインの利点を生かして、会員向けの勉強会や会員交流会をおこないました。6月17日総会後の会員研修会は、「発達障害のある人の就労の現状と課題について」というテーマで、対面及びオンラインで開催し、会場22名・オンライン31名の参加がありました。会員行政勉強会は4回開催し、文部科学省と厚生労働省の施策について、講師への質問を交えながら学ぶことができました。3月には文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁の令和6年度予算(案)をもとに意見交換会を4回おこない、令和7年度予算への要望書作成に向けた取り組みになりました。全国青年交流会は6月17日に富山で開催し、17名の青年たちがワークショップや富山市電の車両見学、懇親会で交流を深めました。各会役員交流会や幼児小学生保護者交流会もオンラインで定期的におこないました。ブロック活動ではブロック会議だけでなく講演会などを開催したりして、家族が抱えている問題等について話し合いました。

支援制度の充実に向けた活動では、6月に文部科学省、厚生労働省に令和6年度予算要望書を提出しました。文部科学省の「教科書デジタルを利用した音声教材等普及促進プロジェクト評価会議」の評価委員を務め、加盟している日本障害者協議会、日本発達障害ネットワーク、全国特別支援教育推進連盟の活動に参加し、特別支援教育、発達障害支援の充実に向けて活動を推進することができました。

②事業に関する活動

事業名	内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
研究活動事業	日本 LD 学会第 32 回大会 ・親の会企画シンポジウム 「GIGA スクール構想における個別最適な学びについて」 ・親の会ポスター展示	2023年10月8日	広島国際会議場ヒマワリ	3人	シンポジウム参加者 80名程度	211
		2023年10月8~9日	広島国際会議場サクラ	6人	日本 LD 学会大会参加者	
	会員調査報告作成 ・発達障害のあるへの就労移行支援における新型コロナの影響 ・保護者から見た GIGA スクール～1人1台端末等の活用状況調査～	2023年4月1日~6月6日	東京都渋谷区当法人事務所	5人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
		2023年4月~2024年3月	東京都渋谷区当法人事務所	5人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
理解啓発事業	第 22 回全国 LD 親の会公開フォーラムの開催 ・「発達障害のある人の自立と社会参加のために今できること ～親なき後を見据えて～」(会場・リアル配信) ・オンデマンド配信	2023年6月18日	富山県総合福祉社会館サンシップとやま	13人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数(296人)	2,130
		2023年6月19日~7月17日	東京都渋谷区当法人事務所	13人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数(296人)	
	特別支援教育支援員養成事業 特別支援教育支援員養成ビデオ講座 ・学習支援員コース:6クール ・講座参加者交流会&相談会	2023年8月23日~11月13日	東京都渋谷区当法人事務所	13人	学習支援員養成コース参加者(114名)	
		2023年11月18日	東京都渋谷区当法人事務所	13人	学習支援員養成コース参加者(14名)	
	ディスレクシア月間企画 各会から各教育委員会等に、地域の図書館・学校図書館読書におけるバリアフリー法による書籍充実の要望書提出依頼	2023年11月1日~31日	東京都渋谷区当法人事務所	13人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関	

					心のある不特定多数	
	NPO 法人全国 LD 親の会ホームページ運営	2023年4月～2024年3月	東京都渋谷区当法人事務所	13人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
	NPO 法人全国 LD 親の会ブログ運営	2023年4月～2024年3月	東京都渋谷区当法人事務所	1人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
	機関紙「かけはし」の発行 年2回(96号、97号)	2023年4月・10月	東京都渋谷区当法人事務所	13人	LD親の会会員・関係機関 (1,800人)	
	収益事業 ・発達が気になる子の子育てモヤモヤ解消ヒントブック/親の会30年の経験から「生活の基礎作り編」販売 ・発達が気になる子の子育てモヤモヤ解消ヒントブック/親の会30年の経験から「集団の生活編」販売 ・発達が気になる子の子育てモヤモヤ解消ヒントブック/親の会30年の経験から「社会の中で生きるちから編」販売	2023年4月～2024年3月 2023年4月～2024年3月 2023年4月～2024年3月	東京都渋谷区当法人事務所 東京都渋谷区当法人事務所 東京都渋谷区当法人事務所	6人 6人 6人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	330
本人および家族等支援事業	親の会設立支援 ・島根県	2023年9月3日	島根県立大学	2人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	224
	総会后会員研修会 「発達障害のある人の就労の現状と課題について」	2023年6月17日	富山県総合福祉会館サンシップとやま	13人	LD親の会会員(53人)	
	会員行政勉強会(オンライン) ・障害者総合支援法概論 ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議について ・障害者総合支援法の相談支援について	2023年7月9日 2023年9月8日 2023年11月25日	東京都渋谷区当法人事務所 東京都渋谷区当法人事務所 東京都渋谷区当法人事務所	13人	LD親の会会員(58人) LD親の会会員(39人) LD親の会会員(59人) LD親の会会員(45人)	

<ul style="list-style-type: none"> ・中学校での支援の取り組みや高校進学に向けての内申等について(リアル配信) (録画配信) 	<p>2024年1月18日</p> <p>1月21日</p>	当法人事務所		LD親の会会員(53人)
<p>行政予算案意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省予算案 ・厚生労働省障害保健福祉部予算案 ・厚生労働省職業安定局予算案 ・こども家庭庁予算案 	<p>2024年3月6日</p> <p>2024年3月13日</p> <p>2024年3月20日</p> <p>2024年3月27日</p>	<p>東京都渋谷区当法人事務所</p> <p>東京都渋谷区当法人事務所</p> <p>東京都渋谷区当法人事務所</p> <p>東京都渋谷区当法人事務所</p>	<p>3人</p> <p>3人</p> <p>2人</p> <p>2人</p>	<p>LD親の会会員(20人)</p> <p>LD親の会会員(25人)</p> <p>LD親の会会員(19人)</p> <p>LD親の会会員(11人)</p>
<p>各会役員交流会(オンライン)</p>	<p>2023年2月25日</p> <p>4月15日</p> <p>8月26日</p> <p>10月28日</p> <p>12月23日</p> <p>2024年2月24日</p>	東京都渋谷区当法人事務所	13人	LD親の会各会役員
<p>幼児・小学生保護者交流会(オンライン)</p>	<p>2023年4月21日</p> <p>7月6日</p> <p>11月7日</p>	東京都渋谷区当法人事務所	5人	LD親の会会員(14人)
<p>全国青年交流会</p> <p>「富山市内電車の車庫見学に行こう!!」</p>	<p>2023年6月17日</p>	富山県総合福祉会館サンシップとやま富山市内	17人	LD親の会会員の青年

	全国 LD 親の会ブロック活動	2023年4月～2024年3月	全国	13人	LD親の会会員(1,800人)	
支援・制度の充実 におけた 活動事業	要望書の提出 2024年度予算要望書 (文部科学省、厚生労働省)	2023年6月27日	東京都 渋谷区 当法人 事務所	13人	LD親の会会員(1,800人)	346
	教科書デジタルを利用した音声教材等普及促進プロジェクト評価会議	2023年4月1日～2024年3月31日	文部科学省	1人	LD親の会会員(1,800人)	
	日本障害者協議会 ・第12回JD総会	2023年5月26日	戸山サ ンライズ	1人	LD親の会会員(1,800人)	
	日本発達障害ネットワーク ・第12回代議員総会(オンライン)	2023年6月18日		2人	LD親の会会員(1,800人)	
	・第19回年次大会	2023年12月3日		1人	JDDnet 第19回年次大会参加者	
	・図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会議	2023年4月1日～2024年3月31日		1人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	
全国特別支援教育推進連盟 ・2024年度予算要望提出	2023年7月7日	文部科学省	13人	LD親の会会員(1,800人)	全国特別支援教育推進連盟振興協議会参加者	
・第45回全国特別支援教育振興協議会	2023年12月1日	国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟 国際会議室	8人			
・令和5年度文部科学省委託事業「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業(個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業)」		全国特別支援教育推進連盟事務所	1人	障害児の支援に関心のある不特定多数		
公益財団法人共用品推進機構 ・「銀行におけるバリアフリーハンドブック」 ・施設などを利用するときに「あったら良いと思う配慮」に関するアンケート	2023年4月1日～2024年3月31日			1人	LD親の会会員・LD等の発達障害児の支援に関心のある不特定多数	